

電気供給約款（低圧）変更のご案内

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

2022年6月1日から弊社電気供給約款（低圧）を下記の通り変更しますので、ご案内申し上げます。

1.変更内容

適切な資源価格を反映し安定的に電力を供給し続けることを目的とし、以下の通り変更いたします。

なお、本約款変更に伴い、お客さまに実施いただくお手続きはございません。

約款名	変更概要	変更内容
電気供給約款 (低圧)	第2条 電気供給約款の変更 追加	追加：（2）、（3）
	第3条 定義 削除と追加及び変更	削除：（1）、（2） 変更：（10）チ、（11）をリ 追加：ワ、カ、ヨ
	第8条 電気需給契約及び契約期間 （1）一部追加	（1）（口頭、電話、WEBサイト等による申し込み等）
	第15条 契約種別 削除と変更	削除：従量電灯、従量電灯A、臨時電灯A・B・C、公衆 街路灯A・B、臨時電力、農事用電力 変更：イ 従量電灯B ロ 従量電灯C ハ 低圧電力
	第16条 料金 削除と追加	削除：（3）太陽光発電促進賦課金 追加：燃料費調整額算定方法の記載（別表）
	第19条 料金の算定期間 削除	削除：再開、休止
	第21条 料金の算定 削除と追加	削除：（3） 追加：（2）日割り計算の算定方法を記載
	第32条 供給停止期間中の料金 変更	変更：第30条（供給の停止）によって電気供給を停止した場合には、その停止期間中についても、原則として、供給がなされたものとみなして料金を算定し、その額をお客さまより申し受けます。

第34条 供給の中止または使用の制限もしくは中止 削除	削除：(3)
第35条 制限または中止の料金割引 変更と削除	変更：(1) 前条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）～原則として、」供給がなされていたものとみなして料金を算定し、その額をお客さまより申し受けます。 削除：(2)
第37条 設備の賠償 削除	削除：当社および
第46条 計量器などの取付け 削除	削除： (1) 原則として当社または、当社または (2) 当社との (3) 当社および
第48条 保安に対するお客さまの協力 削除	削除： (1) それが当社の計量器もしくは (2) 当社または
その他追加	追加： 付則第1条、第2条 別表

2.約款の掲載先

- ・電気供給約款（低圧） [約款はこちら](#)

ご不明点につきましては、以下のお問い合わせ先へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

ミライフ北海道株式会社

〒063-0846 北海道札幌市西区八軒6条西11丁目1-1

0120-50-3612（平日 9:00～17:30）